

第十回国会 衆議院 地方行政委員會議録第二十八号

昭和二十六年三月二十九日(木曜日)

午後二時十九分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君

理事 河原伊三郎君 理事 野村專太郎君

理事 藤田 義光君 理事 門司 亮君

生田 和平君 大泉 寛三君

門脇勝太郎君 佐藤 親弘君

中島 守利君 床次 徳二君

大矢 省三君 立花 敏男君

大石ヨシエ君

委員外の出席者

国家地方警 田中 八郎君

察本部警視 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

専門員 長橋 茂男君

三月二十九日

委員佐藤親弘君辞任につき、その補

欠として中野武雄君が議長の名指で

委員に選任された。

同日

委員中野武雄君辞任につき、その補

欠として佐藤親弘君が議長の名指で

委員に選任された。

三月二十八日

普通飲食に対する課税廃止並びに遊

興飲食に対する課税率引下げに關

する請願(逢澤寛君紹介)(第一五六

四号)

狩猟者税軽減に關する請願(田嶋好

文君紹介)(第一五九六号)

東京都下諸団体の集會に關する請願

(江崎一治君外一名紹介)(第一六一

七号)

遊興飲食税の撤廃に關する請願(加

藤光君紹介)(第一六四四号)

警察法の一部改正に關する請願(床

次徳二君紹介)(第一六五七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

遺失物法の一部を改正する法律案

(川本末治君外四名提出、衆法第七

号)

○前尾委員長 これより會議を開きま

す。

去る二十二日本委員会に付託に相な

りました遺失物法の一部を改正する法

律案、川本末治君外四名提出、衆法第

七号を議題といたします。まず提出者

河原伊三郎君より提案理由の説明を聴

取いたします。河原伊三郎君。

遺失物法の一部を改正する法律案

遺失物法の一部を改正する法律

遺失物法(明治三十二年法律第八

十七号)の一部を次のように改正す

る。

「警察官署」を「警察署長」に改め

る。

第二条第四項を削る。

第十一条第三項中「警察官」を「警

察署長」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 本法ノ規定ニ依リ警察署

長ノ保管スル物件ニシテ交付ヲ受

クル者ナキトキハ其ノ所有權ハ當

該警察署ノ屬スル國又ハ地方公共

団体ニ屬ス

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 この法律施行の際現に改正前の

遺失物法第十五条の規定の適用を

受け、国庫に帰属した物件(遺失

物法第二条の規定によつて売却し

た物件の売却費用を控除した売却

代金の残額を含む。以下同じ。)

で、自治体警察の警察署長が保管

する物件は、国が当該警察署の属

する地方公共団体に無償で譲渡す

る。この場合において、地方公共

団体が支出した当該物件の保管

費、公告費その他必要な費用は、

当該地方公共団体の負担とする。

○河原委員 ただいま提案いたしまし

た遺失物法の一部を改正する法律案の

提案理由について、御説明申し上げま

す。

御承知の通り、昭和二十三年三月新

警察制度が実施されました。国家地方

警察と自治体警察とが設置せられて来

ておるのでありますが、遺失物法の取

扱いは、旧警察制度の当時のままとな

つております。そこで今現在の制度

に即応して、遺失物の処理及び帰属等

を明確にし、その解決をはかるため、

本法案を提出することとしたました

わけであります。

次にこの法律案の内容について御説

明申し上げます。この法案は、四点的

改正案文及び附則からなつておりま

す。

第一は、「警察官署」を「警察署長」

に改めるのであります。自治体警察

が設置されております以上、他の法令

の場合と同様、官署の語によらず、警

察署長と改めることとしたのでありま

す。

第二は、第二条第四項を削除するの

であります。出訴を禁ずるのは、憲

法に違反するおそれがあると考えま

すので、これを削除することとしたので

あります。

次に第三としまして、第十一条第三

項にありますが「警察官」を「警察署長」

に改めるのであります。第一条第二

項で警察署長が公告をするのでありま

すから、このように改正すべきである

と考えます。

次に第四としまして、第十五条の全

文改正を行うものであります。現行

法によりますと、警察官署の保管物件

で交付を受ける者がなくときは、国が

その所有権を取得することとなり、国

庫に帰属してしたのであります。新

警察制度の趣旨から見まして、自治体

警察に保管しております物件につきま

しては、これを当該市町村に、国家地

方警察に保管しております物件につ

きましては、これを国に帰属させること

とするのが妥当であると存じまして、

このように改正の案を提出しましたの

であります。

次に附則に移ります。附則第一項

は、この改正法を公布の日から施行す

ることとしたものであります。

附則第二項は、第十五条の改正の経

過措置についての規定であります。

自治体警察の設置以後の当該自治体警

察署長の保管物件及び遺失物法第二

条の規定により売却費用を控除した売却

代金を含め、国庫に帰属したものと

なつてゐるものについては、その処理方

針及び手続が定まらぬため、そのまま

になつてゐるのであります。従つて第

十五條の改正案と同じ考え方で、これ

らの物件は、当該自治体に無償で譲渡

することとし、そのかわりに、保管費

その他これに要した費用は、国が負担

せず、法第三条の規定の趣旨により、

当該地方公共団体の負担とすることと

したのであります。

以上がこの法律案の概要でありま

す。何とぞ御審議のほどをお願いいた

します。

○前尾委員長 それでは本案に対する

質疑に入ります。

○大泉委員 この問題は私の大いに考

えておりましたことでもたまたま当然か

るべきだと存しておたのであります

が、問題は自治体警察の存置されてお

る自治体であればよろしいが、しかし

国警の範圍に属する自治体と、警察区

分というものは違つておりますので、

国家地方警察の所屬に属してゐるとこ

ろの自治体が、少しもこれは直接恩恵

をこうむる」といつてはおかしいが

恩恵をこうむらない。いわゆる自治体

警察の存置してゐるところの範圍に

限られてゐる。そこで遺失物の取得と

かその他の事件の発生場所は、あらゆる

場所において行われるが、ただ警察

の行政区域だけのことではこれを決定し

て、そして結局はその自治体に帰属

せしめるといふことになる、警察の

第一類第三号

地方行政委員會議録第二十八号

昭和二十六年三月二十九日

第一類第三号

地方行政委員會議録第二十八号

昭和二十六年三月二十九日

第一類第三号

地方行政委員會議録第二十八号

昭和二十六年三月二十九日

第一類第三号

地方行政委員會議録第二十八号

昭和二十六年三月二十九日

第一類第三号

地方行政委員會議録第二十八号

昭和二十六年三月二十九日

第一類第三号

行政区域と自治体の行政区域がおのの違つた系統になりますので、これは国家地方警察においても、その自治体にまた帰属せしめるのか、いわゆる国家警察の範囲に属するところの自治体、これはやはり従前通り国庫に帰属するのか、提案者のお考えはどんなでありますか。

○河原委員 だいたいの御質疑に對し、ましてお答え申し上げます。この法案の趣旨は、扱うものの帰属するところに帰属せしめる、こういうのが趣旨でございます。従いまして遺失物が国家地方警察の管轄区域にありますが、その当該村に帰属せしめず、に国に帰属せしめる、こういうことになつておりますが、警察の帰属の主体が国にありまします關係上、たゞいま申し上げました通り、警察そのものの帰属いかんというのを主体として立案いたしました關係上、そういうふうなことになるお次第でございます。

○大泉委員 それではたとえ自治体警察の管轄しておるものものは、その当該自治体に帰属する、ほかの国家警察の行政区域にあるところの町村は、やはり国家警察の範囲であるから、国庫に帰属する、これでよろしいのですか。

○河原委員 そうでございます。

○大泉委員 これはあとの紛争にならないように、この委員会の精神をしつかり法文化されたときに明確な一つの判断にもなると思ひます。たとえ拾得物は甲の警察の管内であつたが、届出は乙の警察管区に届け出た、甲の自治体のところで拾得したものを、乙の自治体の警察に届け出た、あるいはまた国家警察の方に届け出たというよう

な場合は、その帰属をどちらの方にせしめるのであるか、一応提案者の御意見を承りたい。

○河原委員 届出を受けた警察署でございます。

○大泉委員 届出を受けた警察署であります。拾得物の届出に對して相當はつきりしたことを、一般の市民なり住民が知つていてもらわぬと困ると思ひます。もちろん拾得物は、その受けた警察の帰属になるとか、あるいは国庫に帰属するとかいうことでなく、大体は返すということでありましかれども、遺失した場所では探してくれない、あるいはまた親切にやつてもくれないけれども、管轄外ですと、ほつたらかしておこなう傾向があるのではないか。そういうしつと、一応拾得したところの場所の警察に移管せしめるのが、ほんとうじやなからうかと思ひますが、いかがですか。

○田中説明員 大体拾得物は、ふつう駐在所なり派出所とかいふものが多くございまして、大部分の場合は、当該地域の管轄する警察に届け出られるのが、通例ではないかと考えておりますが、たま／＼旅行中であつたような場合には、大阪から汽車に乗つたときに汽車の中で見つけて、東京駅へ着いて届け出たというような場合には、大阪で落した物が、東京で拾得届出をされておるといふことになりまして、その間遺失場所と拾得届出の場所とに非常な食い違ひが生ずるおそれがありまします。そういう事例はまれじやないかと思ひます。また警察署長に拾得届出を出した場合には、必ず公告すること、遺失物法の規定でもありますし、公告する以上は、どこ／＼で拾つたとい

う届出をいたすわけでありましますから、当該關係の警察の方に、こういうものをあなたの警察で落した者はいないであろうか、こういう届出があつたかといふ連絡があるわけでありまします。従いまして落した人はその落した場所の警察に行きまして、どこ／＼の警察に保管してあるという連絡があるわけでありましますから、大体その手に返るのではないかと考えております。

○大泉委員 私のお尋ねするのは、そういう例外に對する一つの判断の誤りがないように、法文化するときに明らかにするために念を入れたい、こういうのであります。要は例外なんです。拾得した一つの管内の警察に届出するの、もちろん同一であるけれども、今申したような、甲の警察管区で拾つた物を、乙の警察に届け出た場合には、警察同士で、乙の警察から甲の警察に、それを返送すべきじやないか、こういうのです。そして甲の警察管轄地で遺失したのだから、その甲の警察管内でそれを保管しておくのが当然じやないか。いわゆる警察署同士の内部の事務上のことでありますけれども、そうした方がよろしいのではないか。この点に對する提案者のお考えはどうか。私はどうもやはり遺失した場所の警察管内において取扱うべきだ。もちろん届出するのは任意で、これは自由でありますけれども、受付けたところは、やはり遺失した場所の警察管内に返送すべきだ、こういうふうには私は考えます。

○河原委員 だいたいの御質疑一応こもつともでございますが、遺失物は本来遺失した人に返るのがほんとうであります。これの返らない場合を考え

てのこの法案でありますので、従つてこれを取扱つた警察署にこれを帰属せしめる、こういう趣旨からこの法案ができておる次第でございます。

○前尾委員 ほかには質疑はありませんか。――なければ、本案に對する質疑はこれをもつて終局いたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前尾委員 御異議なしと認め、本案に對する質疑は、これをもつて終局いたしました。

これより本案に對する討論に入りたいと思ひますが、討論はいかがいたしませうか。

○佐藤（親）委員 討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前尾委員 御異議なしと認め、討論を省略して、ただちに採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○前尾委員 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたしますが、衆議院規則第八十六条による報告書作成の件は、委員長一任に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前尾委員 御異議なしと認め、さよう決しました。

本日はこれにて散會いたします。

午後二時三十九分散會

〔參照〕

遺失物法の一部を改正する法律案（川本末治君外四名提出）に関する

報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕